

平成30年 第6回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年6月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年6月11日 午後1時30分
  - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
  - 3 出席委員 19名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 櫻 井 孝 司      3番委員 高 橋 俊 信  
4番委員 高 橋 良 一      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 達 夫  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 高 橋 俊 一      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 河 合 博 満  
13番委員 小 池 正 明      14番委員 原 澤 幸 雄      15番委員 原 澤 章  
16番委員 原 澤 孝 一      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江  
19番委員 高 橋 久 美 子
  - 4 欠席委員 なし
  - 5 議事録署名委員  
6番委員 石 坂 達 夫      7番委員 今 井 育 男
  - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 原 澤 真 治 郎      書記 小 林 紀 之      書記 泉 雪 江
  - 7 会議に附した事件  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第21号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第22号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 協議事項・報告事項  
(1)みなかみ農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- その他
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。  
顛 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に6番委員石坂達夫・7番委員今井育男を指名し議事に入る。  
                 続きまして、議事に入ります。  
                 議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1 ページをお開きください。

議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、1番、地元の〇〇さんの畑ですね。倉庫兼車庫としてもう既に使用  
しているということで、農地転用したいという案件です。担当委員さんの報  
告をお願いいたします。

17番委員

17番、内海美津江です。〇地区担当の高橋俊信委員が委員長として議事進  
行しておりますので、代理で報告させていただきます。

6月6日、高橋委員と現地調査に行っていました。申請者であります〇  
〇さんが高齢であるということで、娘さんの〇〇さんが立ち会いのもと、現地  
調査をさせていただきました。場所としては、〇から〇においてくる〇の近く  
なんですけれども、その申請者のこの住宅のすぐ横を用悪水路が走っておりま  
して、そこに橋がかかったような状態のところが入り口となっています。

先ほども説明がありましたように、お父様がお亡くなりになる前から、その  
倉庫兼車庫として使っていた場所であるようです。今回申請に当たった理由と  
して、妹さんが亡くなって、現在自宅として住んでいる家がちょっと空き部屋  
が多くなり過ぎて、管理するのに大変なので、自宅を解体して新築して管理の  
良いように建て直すということがありまして、それに伴って、その倉庫と南側  
の敷地を駐車場として申請したいということで、今回の第4条申請に至ったよ  
うです。

その申請地なんですけれども、課長さんもおっしゃっていたんですけれども、  
ちょっと広くないかなということで、今の倉庫の横のこの旋回場所に使ってい  
るここは家庭菜園なりで農地として使用できるのではないんですかというよ  
うな話を入れましたら、何かこの用悪水路の関連なのか、ちょっと掘ると全部石  
が出てくるようなんですよね。それで、〇〇さんが高齢ですし、〇〇さん本人  
は本人としてご結婚なさっていないくて、公務員としてお勤めなので、農業をや  
る意思もないということで、その条件も悪いこの土地を農地として使うより  
は、場所的に旋回する場所がちょっと不便なので、そこを駐車場として使いた  
いということでありました。それで、その土地の裏側も山林になっていまして、  
竹が侵入してくるような状況になっていますので、いたし方ないかなというよ  
うな感じで現地を見てまいりました。

以上が現地調査をしてまいりました報告であります。皆様のご審議をよろし  
くお願いいたします。

議長

ということであります。ちょっと補足しますと、私も一緒に行って現地を見  
たんですけれども、用水路側が土地を造成するときに用水路側にちょっと土手

のような形で が捨ててある場所、それから反対側の車が回る場所に使っている場所ということで、全体の面積は広いんですけども、ちょっと何ていうんですか、部分的に小さく分かれているというような形で、余り農地として有効に利用できるような状況ではないので、一体的な転用でやむを得ないかなというような感じはいたしました。

この案件について、質問、意見等がございましたら挙手の上発言願います。いかがですか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声）

それでは、許可と決めます。

続きまして、番号2番、〇の畑ですね、〇〇さんの土地ですけども、ここに一般住宅を建てたいという案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

8番議員

8番、吉野です。6月5日に現地調査に行ってみりました。〇〇さんは、〇で鐵工業を営んでおられます。この今の住宅にはお母さんの〇〇さん、かなり高齢ではございますが、お一人で住まわれております。場所としては、〇線の〇というちょっとスーパーみたいなのが、コンビニみたいなのがありますが、そこを〇のほうに行かないで〇の中心地のほうに直進して、その〇の脇の左側の場所であります。周りはもうほとんど農地がなくて、現在申請地が家庭菜園的に少し野菜が植えられております。周りはほとんど農地は、畑とかあるんですが、現状は農地らしきものはございません。申請書に書いてありましたとおり、築50年の家が半分傷んでまいりまして、ちょっと使い勝手が悪いということで、取り壊して〇〇さんの住宅をそこに建てたいと、そういった説明をしていただきました。現状は、ほかに農地がないということで、ほかの農地に与える影響、また、転用に間違いなくできるかという確実性とか面積とか、いろいろそれぞれ等々何ら問題はないと考えます。

皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま吉野委員から報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

なければ、許可相当とします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、3ページをお開きください。

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上となります。

議長

ありがとうございます。

それでは、1番、○の農地、○○さんの農地ですね。○の○○、賃貸借で借りて、駐車場、事務所用地として利用したいという案件です。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願いします。

5条申請ですが、現況については、ここが現地で、駅がこっちになるわけですね。そして踏切があって、○線という町道が来て、こちら側が○で、こっちが○という場所です。それでですね、話は40年前にさかのぼりまして、もと田んぼと畑だったところ5筆なんですけれども、それを昭和50年と書いてあったり、52年と書いてあったりするんですが、○から○までの送電線と鉄塔をつくる関係で、○○というところで、この場所に事務所と宿舎をつくってということで、一時転用で5年間使いたいという申請があって、そしてその鉄塔の工事が終わって次に○○がそこを借り受けて、最初の○○の一時転用の許可が切れる前にその場所を見つけて、継続みたいな感じで。そして、そこが終わる間に、今度、○○は、○の舗装をやる業者ということで、一時転用のまま終われば解体して畑に戻すということではあったんですが、その後、○○が借り受けてシイタケ栽培をやって、農業用施設として使ったと。そして、○○も撤退して、その後、○○、袋をつくる会社なんですけれども、菌床シイタケとかを2.5キロとかそういう大きさでつくるときに袋をつくる会社で、その○○がしばらく使って、それも○のほうに移転したのであって、その後、やっと○○さんが借りて使うということで、現在に至るまで四十何年かたっているわけなんですけれども。一時転用のままという格好なので、○○さんが今後ずっと半永久的に使いたいので、最初はこのことを余り理解しないでここの土地を借りたらしいんですけれども、今後駐車場、それから事業所用地として使いたいので、農地転用の許可をお願いしますという申請なんですけれども。

あと、面積は2, 173㎡で、実質的に大型トラックが数台あって、そしてそこへ通う従業員の車をとめるあれが必要だということで、結構大型トラック、みんな帰ってくるとあそこがいっぱいになるぐらいの感じと従業員の車というのが現状です。なので、ちょっと広いですけれども、どうしても大型が出入りするのに、きっちり、そのスペースだけあれば出られるというもんでもなく、回って出ていくというスペースはかなり必要なので、そのくらい実際に必要だと思います。

あとは、今回すぐ下のところに田んぼにつながる道路が、北側と東側が道路で、西側が水路になっています。南側だけが○○さんだから、これは○○さんの水田が下であって、そこを一時転用で造成したときに、石垣といいますかね、巨石積みをして盛り土をしたんですけれども、その辺がちょっと陥没して崩れかけていたりするので、農地転用されて許可後には、ここを直して、隣接の家という、すぐ隣の分筆の家という、その北側の田んぼなんですけれども、そこに影響がいかないように手を入れたりもするという話もしていました。

あと、隣接農地、そのほかちょっと道路を挟んでも農地はあるわけなんですけれども、形とすれば、駐車場と事務所ということで、現状のままという形で農地転用になるので、特にこれといった被害というか、影響というのはないかなと思われれます。

以上ですけれども、ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。  
ただいま櫻井委員よりご説明いただきましたけれども、大変もう長い間、駐車場とか建物用地に使われてきたという案件です。  
質問、意見等ございましたら挙手にて発言願います。  
いかがでしょうか。
- 1番委員 1番の櫛淵ですが、事務局にちょっとお尋ねしたいんですが、一時転用で、その都度その人たちが転用、継続か何かの書類を出されておられますか。
- 事務局 櫻井委員からの発言があったと思うんですけども、まず〇〇が昭和52年8月15日で申請手続きをなされまして、許可の期間が5年間ありました。昭和57年9月24日までという許可でありました。その許可が満了する前に、昭和57年2月1日申請で、〇〇が別の用途で3年間、昭和60年3月31日までという3年間の間の許可が二番目に出ました。また同じくその昭和60年3月31日を迎える前の昭和59年8月13日で〇〇がまた新たに別の用途で、一時許可ということで、昭和60年12月12日までの許可を得て、履歴というかは、農業委員会でそこまではおさえています。その後ですね、櫻井委員から説明ありましたとおり、何社かうちでは把握していない状況で、要するに無断に、〇〇さんですけども、使った中で、今現在、最終的に〇〇さんが使われているという状況であります。  
以上です。
- 1番委員 それで今、開発協議のほうに乗っかっているといつて、こっちのほうではもうオーケーが出ているというのですか。
- 事務局 開発のほうとも情報は共有させていただいているんですが、まだ今時点で許可になっているということではございません。あくまで同時進行で、農地のほうの許可も開発協議も同時進行でやらせていただいている状況なので、きょう農業委員会の意見をつけたなら、県に進達して、県の最終的な許可が出ると同時に開発のほうも許可を出すというようなスケジュールではいる状況です。ですので、今現在で開発のものが先行して出ているという状況ではないということです。
- 1番委員 新しい事務所というようなことですが、建てかえですね。となるとどちら側にどういうふうに建てるか、もしわかる範囲で。後ろ側が水田が広がっておりますので、そちらのほうの影響とか、それからどのような建物で、2階建てとか大きなものを建てるかどうか、その辺ちょっとわかる範囲で。
- 2番委員 私の今の発言では新築ということは言っていないんですけども。
- 1番委員 じゃ、あそこで、下の事務所でいいということ。
- 2番委員 あそこを事務所として、でも、建てたいという意向はあるようです。位置的には今の事務所を残したまま、その脇に建ててそちらへ移るということになると思います。ですから、ここの部分のところに建てるとは考えているのかなと

思うんですけれども、すぐに何か、とりあえず農地のままではということで、今回の申請書類の中には事務所の新築ということでの書類は出てきていません。

1 番委員      もしこれからちょっと見ていきながら、もしあれでしたら、後ろの方とのご了解も得るとかしていくのかなと思っております。

議 長          新たに建てる時は隣接と協議が必要じゃないかという。

1 番委員      もし場所によっては、櫻井さんに周りを見ていただいて。

議 長          現在は具体的な計画、今回の案件については載っていないですよ。

2 番委員      そうですね、書類の中には入ってきていないですね。

議 長          ほかに何かありますか。  
なかなか難しい案件ですけれども。

1 7 番委員      質問してもいいですか。1 回これで許可になると、その中をどういうふうに操作しようと、農業委員会が口が出せる余地があるんですか。

2 番委員      ないです。農地でなくなるので。

1 7 番委員      そうですよ。だから、その場合は、その中に、後ろがどんなに真っ黒な日陰の高層を建てようが、農業委員会からは何も言えないということですよ。だから、裏の畑が日陰になっても、農業委員会からの意見はつけられないということですよ。

議 長          だから、現在の申請がですね、現状ある建物は現状のものを使うと。書類上はですよ。高層建物の影響はあるしなんていうのはこの場で。  
(発言する声多数あり)

4 番委員      4 番の高橋です。  
その点についてなんですけれども、うちもちょうど同じような条件でやられたところがあるんですよ。○の、皆さん知っているかなと思うんですけれども、○に○○ができたばかりなんです。あれを建てる時に、一応話はあったんですけれども、初めから3階建てなんです。西側はちょっと日当たりが悪いから、裏の庇だけでも何mでもいいから下げてくださいとあって、その要望はのんでもらったんですけれども、いきなり3階建てで、それだけやっぱり隣接、うちもしているんですよ。3mの道路を挟んで。それでも春先なんかも、コンニャクをつくっていますけれども、やっぱりドロクロが、葉がきかないですよ。日陰で。だから、そういう影響がやっぱり出ると思いますよ。もしこれでこのまま許可をして、それで3階でも何階でも建てちゃうと思うんですよ。だから、ある程度の建物を建てる時はという条件をつけておいたほうがいいと思いますよ。うちは○○があれば3階建てやられて、隣接地も借りているんですけれども、枝豆屋さんと交換すれば、枝豆屋さんは日陰でできないとい

うんで、もう15mくらい全然耕作しないです。そういう影響がやっぱり出ると思いますから。今のうちに何らかの条件をつけておいたほうが賢明かなと思うんですけれども。

議 長 事務局のほうとしては、許可条件として、例えば2階建て以上の建物を建てる時は、その隣接協議してもらいたいとか。

事務局 意見をつけるのは、農業委員会として意見をつけるのは特段な問題ないと思うんですよ。あくまで4条、5条については群馬県知事の許可ということでございますので、そこはちょっと県の所管ともう1回詰めたいと思いますけれども。それが、条件をのまなければ許可をおろさないというようなことになるのかどうかはちょっと、そこまで強く言えるかどうかというかはちょっと。ただ、くどいようなんですけれども、今審議していただいているのは、先ほど櫻井さんが言ったように建てるかもしれないということは、ここには入っていません。今あるものを始末書をつけていただいて審議してくださいという内容なんで、建てるかもしれないものに対して条件をつけるかというのは、ちょっと。そういう場合も、ケースも考えなくちゃいけないというのは当然農業者の立場として、それは必要だと思うんですけれども。すみません、この場でその条件がどの程度の影響を持って許可が出せるかというのはすみません、私の立場では判断できません。

議 長 議案として出ている中ではですね、建物を建てかえると載っていませんので、あくまでも現状のまま利用ということなんで、というところの判断をしていただくことになるかと思います。

ほかにご意見ございますか。

特に反対という意見がなければ、許可することとしてよろしいでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、許可相当といたします。

続きまして、番号2番、〇ですね、畑、〇〇さんの土地ですね。〇の〇〇さんが住宅を建てたいということです。所有権移転の案件です。

担当委員さん、お願いします。

11番委員 11番、森下です。

今月の3日にですね、〇と〇なもんですから、直接本人にお会いしてということではなかったんですけれども、電話をかけまして、事情を伺いました。場所なんですけれども、〇の真ん前で、真っすぐ前がバス停で、〇のバス停のところで、条件的には非常にいいところです。それで、そこにすぐ隣りに住宅がありまして、そこには〇〇さんのなんですけれども、その住宅が建っていた場所に隣接している畑が2筆です。譲渡人の〇〇さんのほうは学校の先生や何かをやっていて、長くいたんですけれども、現在は〇〇のほうに住んでいます。そこにあった住宅も取り壊して更地にして、現在住む予定もないということで。それで、その2筆の土地については、相続によって取得してあります。それで、譲り受ける〇〇さんなんですけれども、たまたま旅行に来てみたら、非常に場所がいいところで気に入ったんで、できれば住宅を建ててみなかみに移住をしたいという希望が強いんです。それで、家族で移住して、〇に住んでおられる方

なんですけれども、上毛高原まで車で20分、上毛高原から新幹線で1時間10分、約2時間もあれば東京までは行けるし、非常に条件的にもいいところなんで、非常に気に入っていますというような形で話を聞かせてもらいました。資金計画についても、しっかりと資金計画が出ていますので、事業の実効性については問題がないと思います。

また、周辺の農地等に対する影響ですが、ただ、宅地の部分も一緒に今回取得されるということなんで、面積的に宅地の部分を合わせると、全体で750㎡とかなりゆったりした宅地になるんですけども、一番北側になっているところには、そのほうが約200㎡あるんですけども、そのところは全然建物や施設をつくる計画というのも書かれていないんでという話をしたら、私も〇に住んでいてあれなもんですから、できればそこは、できるかできないかわからないけれども、野菜をつくったり花をつくったり、家庭菜園で楽しみたいよということで、できれば一緒に買い取って、農地として取得するという事は難しいんで、そういった形で宅地として譲り受けて、そういった家庭菜園や何かで利用したいんでという話を聞いています。

それで、周りの農地に対する影響なんですけれども、ごらんのとおり周りじゅう住宅に囲まれた中なもんですから、農地として独立しているような形のものになっているもんですから、周りは全部住宅で囲まれたようなところなんで、特に他の農地に対する影響はほとんどないと思います。若干、右側のところに畑地が、今のところは畑がついてはいるんですけども、そこも畑なんですけれども、今は形だけで何か野菜を若干つくってはいるんですけども、周りじゅうみんな家に囲まれているところです。それで、そのところについても建物が建つ予定がないので、特に当面はその農地に対する影響も少ないというふうに考えられますので。若干面積的に宅地が広いという部分は、農地の転用面積とした上では467㎡ですから、農地部分だけに限っていうと広くはないんですけども、宅地の部分と一体の設計で、そのように設計はされているんですけども、車庫をつくったり、物置をつくったり、空きがあるもんですから、若干ゆったりしたつくりにはなっているんですけども、特に農地に対する影響等はありませんし、建物を建てない、転用は不要になるかなと思われる場所については、家庭菜園や何かで利用したいんでという計画もしっかり出ていますので、特にその辺、私の判断では問題ないというふうな判断だったので、皆さんよろしく申し上げます。私のほうは以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま森下委員より報告がありました。

この案件について、意見等がございました挙手により発言願います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしの声がありましたので、許可相当といたします。

続きまして、議案第21号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局からお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第21号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件15件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は賃貸借の通年3,986㎡、使用貸借の通年4,197㎡、畑は賃貸借の通年2万1,484㎡、使用貸借の通年2,999㎡、合計3万2,666㎡です。貸し手は14戸、借り手は7戸でございます。設定期間は、田5年、畑5年、10年、50年です。

7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、一覧表がありますので、目を通していただいて。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、承認と決めます。

続きまして、議案第22号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第22号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件6件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番と2番、○の農地ですね。担当委員さんの報告をお願いします。

12番委員

12番、河合です。

1番の〇〇さんの土地を〇〇さんが借りたい、県の農業公社を通じて貸したい、借りたいという話であります。6月6日に本人と借り手の〇〇さんに会って現地を見てきました。貸し手のほうもですね、〇〇君の家もかなりの資産家で、土地はあるものの、彼自体は土木事業に行っていて、ほとんどいないんです。そんな話が〇〇君のほうからあったんで、ぜひ借りてくださいということです。もとは田んぼだったと思うんですけども、今は畑として、今度、キュウリを栽培したいと。今のやつは、やっぱり同じ〇〇君が借りたい場所なんですけれども、とにかくおやじさんがサクランボ園という形で、サクランボとかいろいろやっています。兄弟、長男がトマト、次男はこのキュウリのほうに専念して一生懸命やりたいということでやっています。

この調査項目について、周りがこういう畑、もとは田んぼだったんですけれども、周りは牧草地、あるいは畑になっていまして、何の問題とか、そういうことは発生することはまずないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。

質問等ございましたら。

(「なし」の声)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

続きまして、3番から6番まで、〇の畑ですね。中間管理機構によって〇〇さんが借り受けるというようなことです。

担当委員さん、お願いします。

4番委員

4番、高橋でございます。

スライドで見てもらえればわかると思うんですけれども、ほとんど〇〇さんがリンゴをつくっておられて、その隣接地でございます。そのため〇〇さんが前からリンゴを植えて借りていたんですけれども、農業委員会を通してやったんですよ。今度、公社を通じて借りるということで、一応報告という結果になりましたんですけれども。あと、ほかの場所も〇〇さんだとか、ほかも借りたいところはあるんですけれども、ほとんどが〇〇さんの隣接地でございます。5日に見に行ってみましたが、管理もよくされており、息子さんが一生懸命リンゴを栽培して、認定農業者にはなっていると思うんですね。認定農業者で一生懸命頑張っておりますので、周りに及ぼす影響はほとんどなく、今までの現状と変わることはございませんので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

現状変わらずに中間管理機構を利用しての貸し借りということですが。

意見、質問等ございますか。

(「なし」の声)

なければ、承認と決したいと思います。

続きまして、5番の協議事項・報告事項。

事務局お願いします。

事務局

それでは、12ページをごらんください。

みなかみ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、報告事項になるんですが、ここにありますとおり、昨年9月末で農振除外の申請を16件受け付けさせていただきまして、11月、12月、現地調査を初め審査会を経まして、書面上では12月21日付で農業委員会としての答申をしていただいたところなんですが、5月21日付で再度、この計画の変更に係る意見照会ということで、町からの農業委員会の意見ということで照会がありました。ここにありますとおり、5月30日までに回答ということで、大変申しわけございませんが、高橋会長とご相談させていただいた中で、一番最後の段ですが、農業委員会に提出する案件はないというような、1枚紙なんですけれども、意見書をつけて提出してまいりました。

途中の経過報告も兼ねて、きょう何点か説明をさせていただきたいと思います。

まず、12月21日付で農業委員会として答申させていただきましたが、一部条件つきでありました〇の〇〇につきましては、12月の審査会の後、今井委員による地元関係者との調整がつきまして、すぐに〇〇側へ内容の再検討の依頼をさせていただきました。年明けの1月に修正しました内容を〇〇側より受け取りまして、それをもとに県の事前協議を進めていった結果です。その時点の結果では、許可相当が13件、却下が3件というような状態で県との協議を進めていったわけです。その結果の内訳が13ページの一覧表にあるのが1番から、今回は12番というふうになったんですが、13件の許可相当として上げたんですが、うち1件、〇の〇〇があったと思うんですが、当初、第1種農地の例外規定の集落接続というのを適用して除外されたならば、許可見込みがあると判断をして、群馬県に一応書類は上げたわけなんですけど、県とすると、この〇〇というのが集落接続の規定に該当しないと思われるという指摘をいただきました。それを受けまして、関係者にその旨を伝えたんですが、納得していただけていない状態にありまして、そこでですね、また再度、県とも相談して、この案件については、ここの12件と切り離して個別で検査して進めていきませんかということで、あえてここの12件には、はずれるような形になるんですが、今回、13件のうち12件を除外として上げるような形になりました。

先ほど言ったようにそんな関係で、高橋会長に相談させていただいて、農業委員会としては特に意見はないというような形で処理させていただきました。

現在なんですけれども、5月31日付でそれを受けて県から回答書をいただきまして、6月1日付で告示の手続もさせていただきました。翌の6月2日から30日間縦覧期間を経まして、異議申し立ての15日間を経た後に関係者へ通知を行う予定でいます。おおむねなんですけれども、7月18、19日あたりにできれば届き次第通知を、除外がとれましたというような通知を出す予定で今のところはいます。ですので、その後、早ければ転用の手続がなされるのではないかと思いますので、またそのときはよろしく願いいたします。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

その他何かありますか。

(「なし」の声)

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時30分〕